

法学部 同窓会長		事務局長		財務部長		学術育英 部長	
-------------	--	------	--	------	--	------------	--

愛知学院大学法学部同窓会  
学術書出版助成申請書

書名	
著者名or編者名	
発行年月日	年      月      日
出版社名	
価格	1冊                      円
著者あるいは編者と 申請者との関係	
説 明	

上記のとおり学術書を出版しましたので、完成本1冊を添えて助成金を申請します。

	年      月      日		
	住 所		事務局受付印
申 請 者			
	TEL (      )      -		
	氏 名                      印		
	資 格(注1)		

助成金は下記へ振り込みください			
銀 行 名	預金の種類	口座番号	口座名義人氏名
銀 行 信用金庫      支店	普通・総合・当座		フリガナ 氏名

- 注1：資格1. 愛知学院大学法学部、愛知学院大学大学院法学研究科および愛知学院大学大学院法務研究科に在籍する教職員ならびに在学生  
資格2. 愛知学院大学法学部、愛知学院大学大学院法学研究科および愛知学院大学大学院法務研究科の認めている団体  
資格3. 愛知学院大学法学部同窓会会員
- 注2：申請者には、出版社の「見積書控」もしくは「請求書控」を添付していただくことがあります。

愛知学院大学法学部同窓会  
学術書出版助成金規程

[名 称]

第1条 本規定は、愛知学院大学法学部同窓会学術書出版助成金(以下、助成金という)規程と称する。

[目 的]

第2条 この規定は、助成金を交付することにより、在学生の学術研究の奨励に寄与することを目的とする。

[助成金受給資格]

第3条 助成金の受給資格を有する者は、次に定める者とする。

- 1 愛知学院大学法学部同窓会正会員
- 2 愛知学院大学法学部・愛知学院大学大学院法学研究科ならびに愛知学院大学大学院法務研究科に在職する教職員と準会員甲
- 3 愛知学院大学法学部・愛知学院大学大学院法学研究科ならびに愛知学院大学大学院法務研究科が認めている団体

[助成金の対象とする出版物]

第4条 助成金は、助成金の受給資格を有する者により出版される学術書を選考対象とする。

[助成金を交付する個人および団体の数]

第5条 本規定により助成する個人および団体は、法学部同窓会の一事業年度において次のとおりとする。

- 1 個人による出版 3人
- 2 団体による出版 3団体

[助成金の種別および金額]

第6条 助成金の種別および金額は、原則として次のとおりとする。

- 1 個人による出版 5万円以内
- 2 団体による出版 15万円以内

[助成金の申請]

第7条 助成金の交付を希望する者は、所定の申請書を同窓会長に提出しなければならない。

[助成金申請の期間]

第8条 助成金の申請は、随時とする。

[助成金の選考]

第9条 助成金の選考は、年2回、文化部長の指定する日時に、文化部が行う。

[助成金の決定]

第10条 助成金は、前条の選考結果を常任理事会へ報告し、常任理事会で決定する。

[学術書の提出]

第 11 条 助成金の交付を受けた個人もしくは団体は、出版後直ちにその助成の対象になった学術書 2 部を、同窓会に提出しなければならない。

[実施細目]

第 12 条 この規定の実施についての必要な細目は、別に定める。

[規程の取り扱い]

第 13 条 この規程の取り扱いは、文化部が行う。

付 則

- (施行期日)
1. この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
  2. この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。